

# 金属盗対策法について



警察庁  
National Police Agency

# 目次

## 第1部 金属盗対策法の概要

- 金属盗関係統計
- 金属盗対策法の概要
- 犯行用具規制の周知
- 盗難防止情報の周知
- 古物営業法施行規則の改正

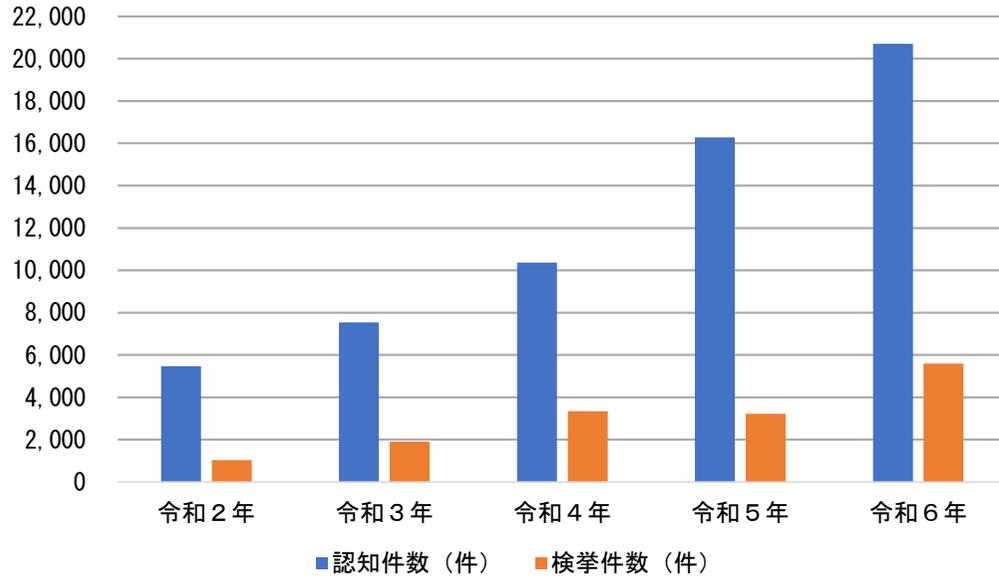
## 第2部 金属盗対策法規則の概要

- 特定金属くず買受け業開始の届出
- 本人確認方法
- 本人確認記録の作成及び記録
- 取引記録の作成方法及び記録

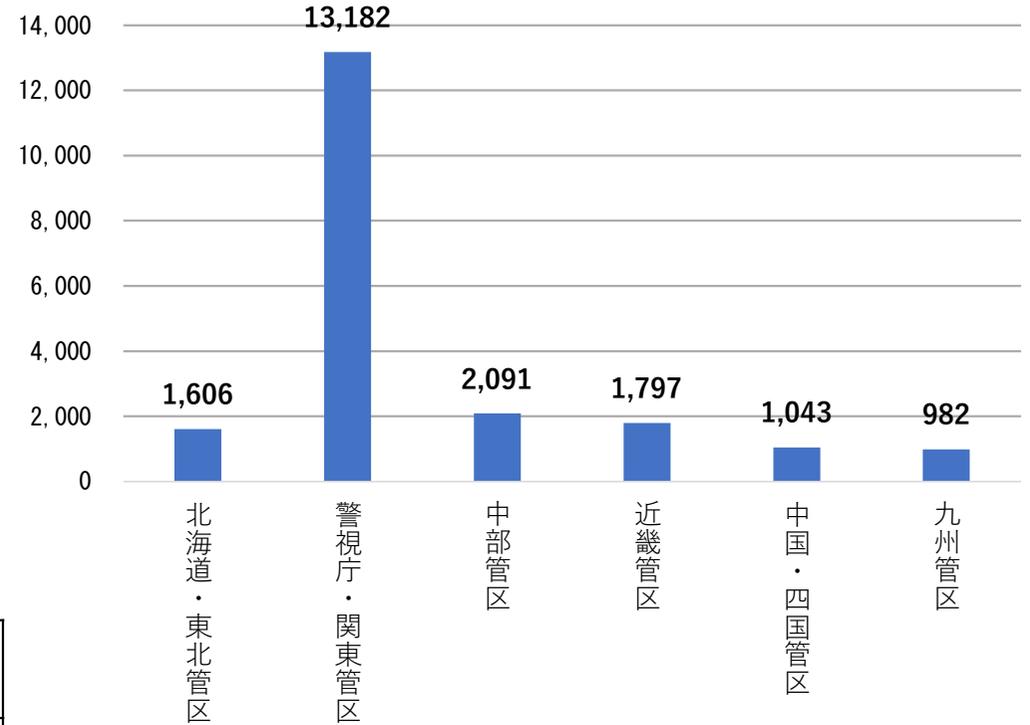
# 第1部 金属盗対策法の概要

# 金属盗の認知・検挙状況

金属盗 認知件数・検挙件数



令和6年 金属盗 管区別認知件数

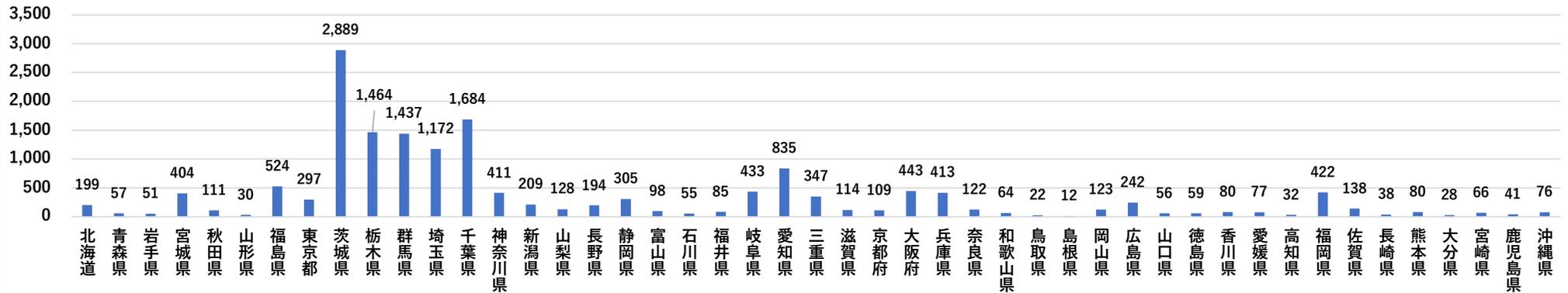


	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認知件数	5,478件	7,534件	10,368件	16,276件	20,701件
検挙件数	1,032件	1,904件	3,338件	3,226件	5,588件
検挙率	18.8%	25.3%	32.2%	19.8%	27.0%

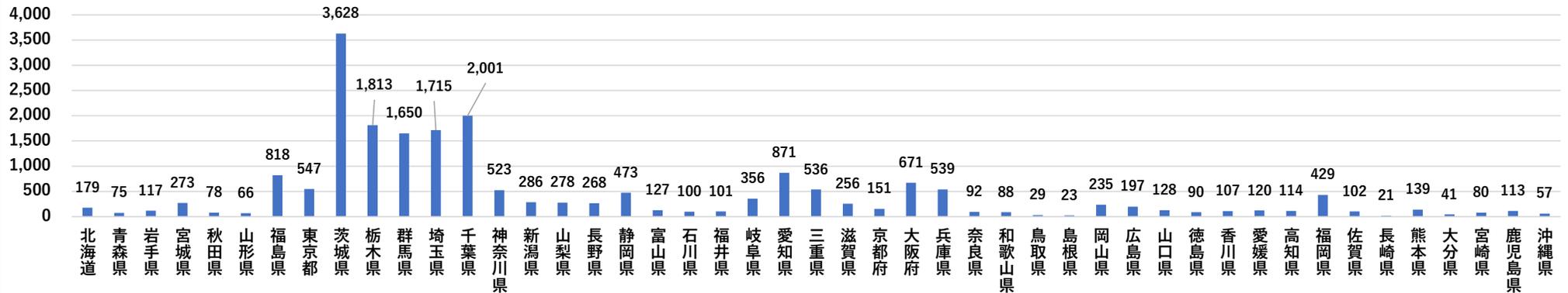
(犯罪統計)

# 金属盗の都道府県別認知状況

## 令和5年認知件数（犯罪統計）



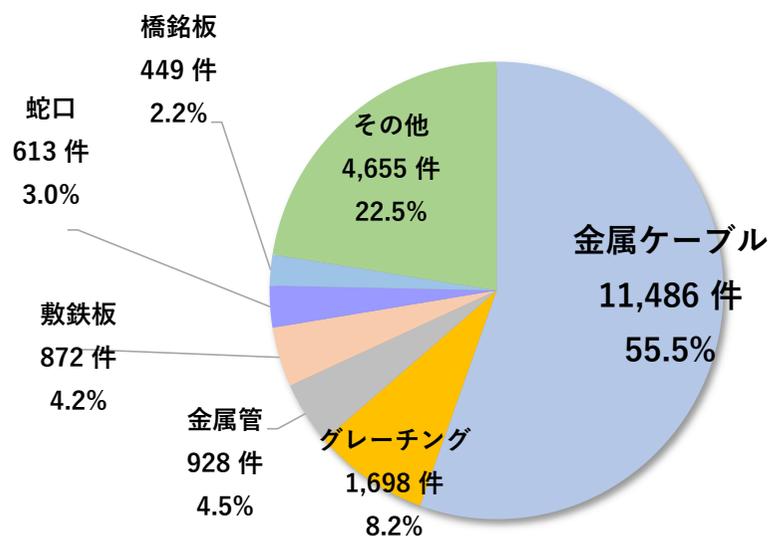
## 令和6年認知件数（犯罪統計）



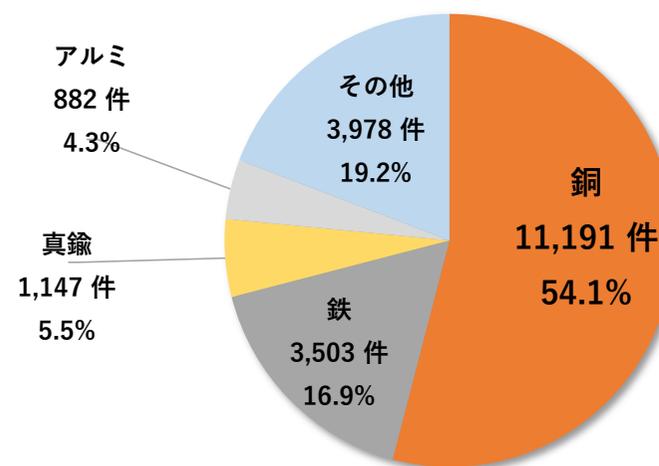
# 品目別・材質別の被害状況

(実務統計)

令和6年金属盗 品目別被害状況  
(認知件数)



令和6年金属盗 材質別被害状況  
(認知件数)



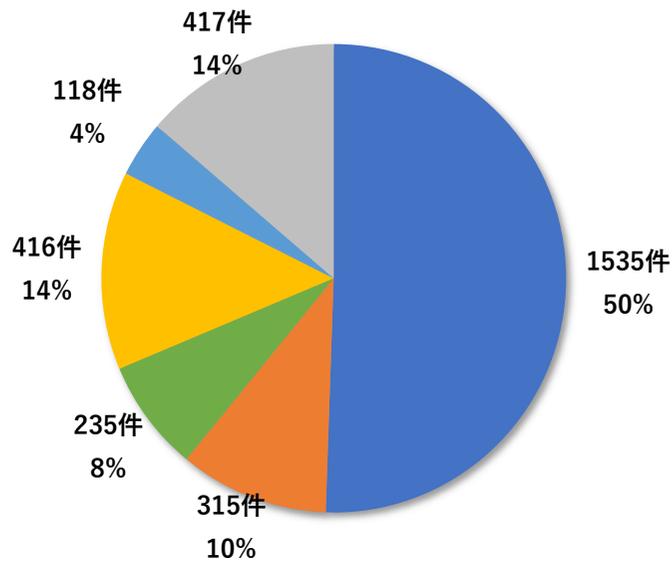
- 令和6年の金属盗の被害品のうち、半数以上は金属ケーブルであり、材質別では銅が被害の過半数を占めている。
- 被害額ベースで見ると、令和6年に発生した金属盗の被害総額は約135億9,900万円であるところ、これは同年の窃盗犯全体の被害額の約2割に相当する。また、令和6年に発生した金属盗の被害額を材質別に見ると銅の被害が約97億5,300万円であり、全体の約7割を占めている。
- 令和5年の被害状況については、金属盗対策に関する検討会報告書2頁参照。

# 犯行用具等の現状①

(実務統計)

## 金属盗における犯行用具

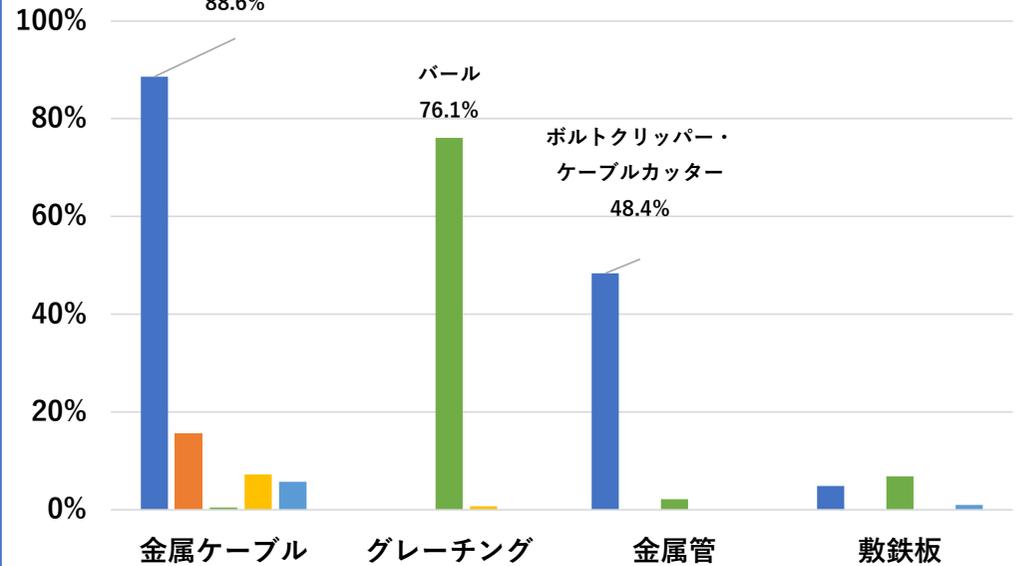
※令和5年～令和6年  
※犯行用具が判明したもの



- ボルトクリッパー・ケーブルカッター
- カッター (ナイフ)
- バール
- レンチ
- ニッパー
- その他

## 被害品目別の犯行用具割合

※令和5年～令和6年  
※犯行用具が判明したもの

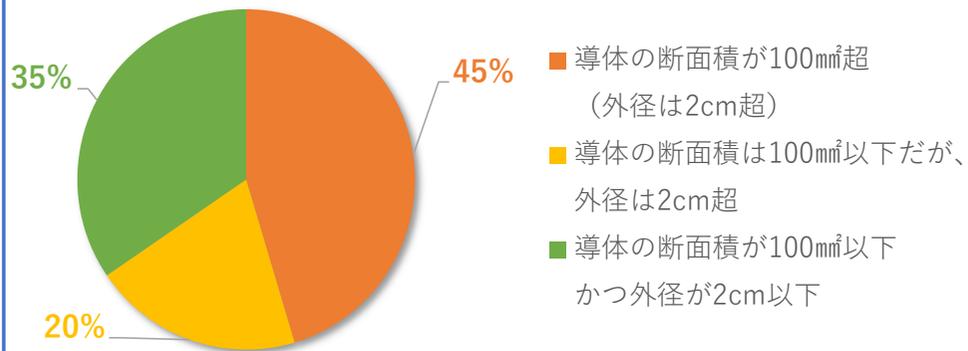


- ボルトクリッパー・ケーブルカッター
- カッター (ナイフ)
- バール
- レンチ
- ニッパー

# 犯行用具等の現状②

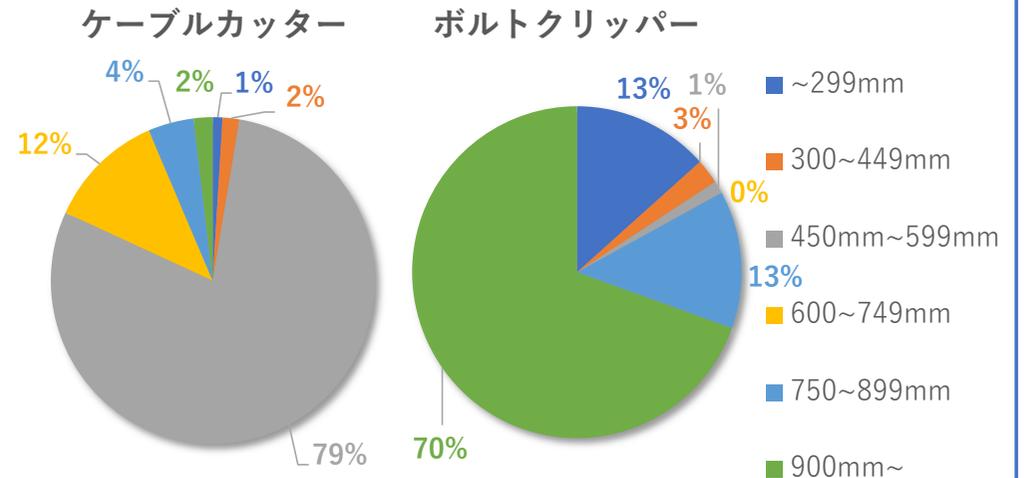
(実務統計)

### 被害品たる金属ケーブルの太さ (太さが判明したケース (R5~R6) の分析)



- ※ 太陽光発電施設等で一般に用いられているケーブルでは、導体の断面積が100mm<sup>2</sup>の場合、外径は約2cmとなる。
- ※ 複数の導体が束ねられているケーブル等では、各導体の断面積が100mm<sup>2</sup>以下であっても、外径が2cmを超えることがある。

### 銅線ケーブルの切断に使われた工具の長さ (長さが判明したケース (R5~R6) の分析)



# 太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗に係る認知・検挙状況

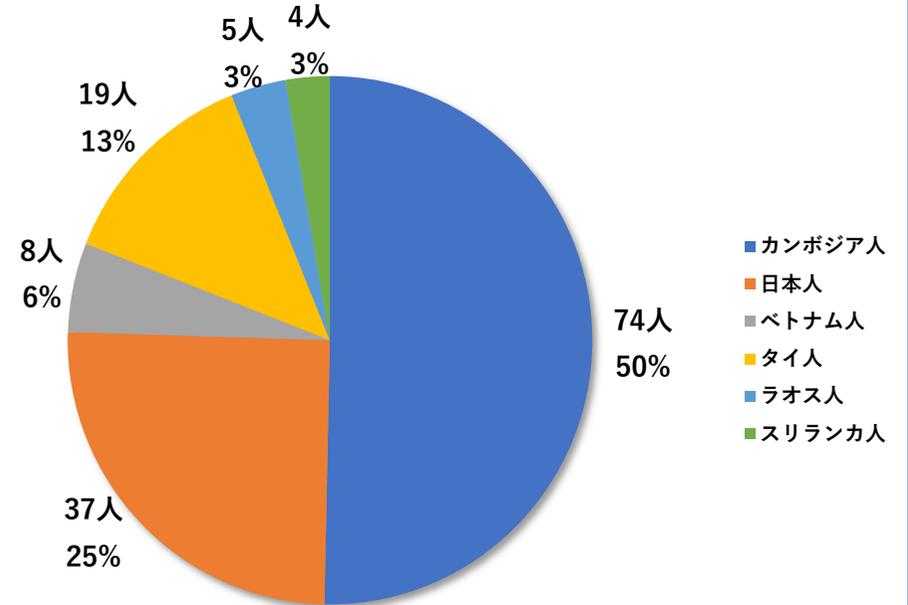
(実務統計)

○令和5年  
認知件数 5,361件  
検挙件数 316件  
検挙率 5.9%  
検挙人員 61人  
検挙人員(国籍別)  
カンボジア人 36人  
日本人 24人  
ベトナム人 1人

○令和6年  
認知件数 7,054件  
検挙件数 868件  
検挙率 12.3%  
検挙人員 147人  
検挙人員(国籍別)  
カンボジア人 74人  
日本人 37人  
タイ人 19人  
ベトナム人 8人  
ラオス人 5人  
スリランカ人 4人

- ・ 令和5年から令和6年にかけて認知件数が増加
- ・ 検挙件数、検挙率については大幅に増加

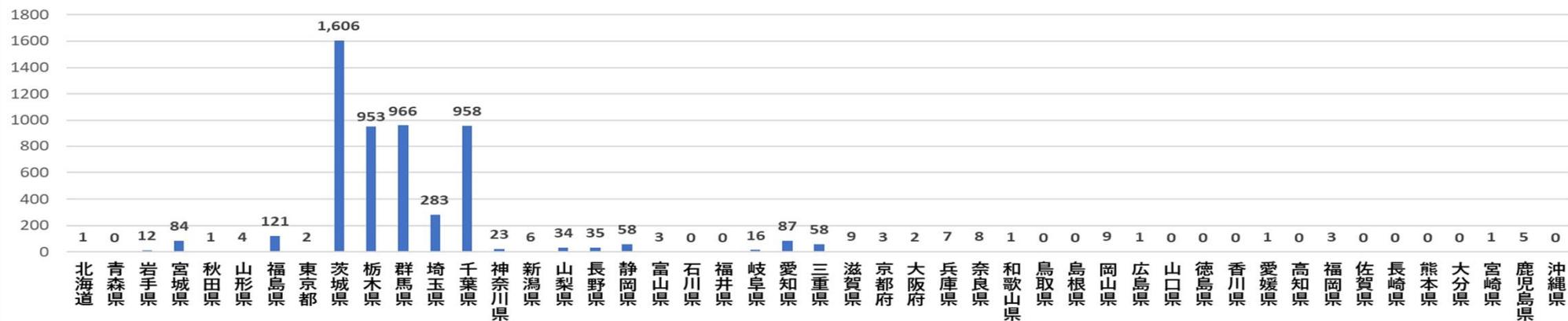
令和6年中の国籍別検挙人員



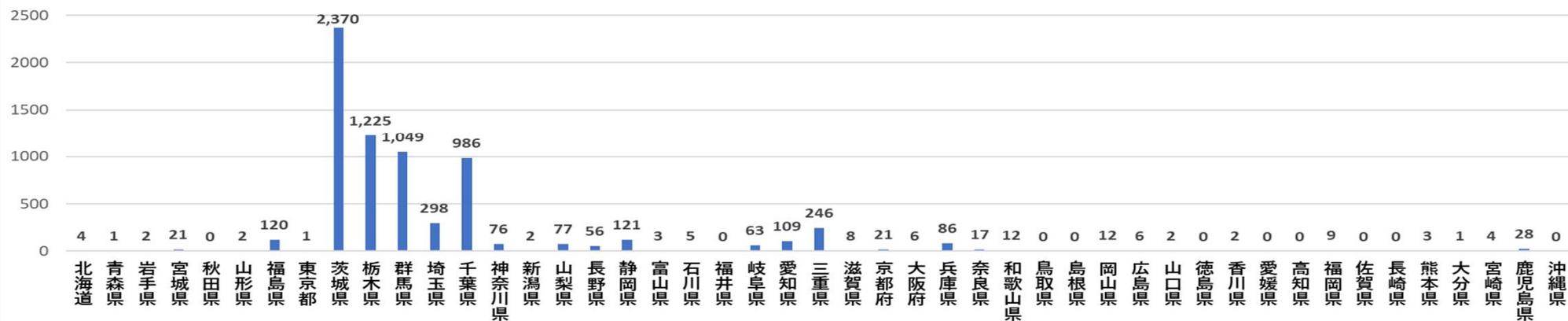
※外国籍の約8割は不法滞在者

# 太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗に係る都道府県別認知件数

## 令和5年認知件数（実務統計）



## 令和6年認知件数（実務統計）



## 有識者会議（金属盗対策に関する検討会）

- 令和6年9月30日～令和7年1月17日の間で3回開催
- 有識者委員は以下の方々に構成（敬称略・50音順）
  - 飯島 淳子 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
  - 興津 征雄 神戸大学大学院法学研究科教授
  - 鎮目 征樹 学習院大学法学部教授
  - 谷平 竜幸 一般社団法人日本鉄リサイクル工業会副会長
  - 福田 隆 非鉄金属リサイクル全国連合会常任理事
- 委員の先生方に御了承いただいた上で議論の報告書を公開

## 有識者会議（金属盗対策に関する検討会）

### ○ 委員の先生方の御発言（一部抜粋。警察庁HPで公開。）

- 金属盗は、近年、件数・被害額ともに非常に大きくなっており、また、太陽光発電施設というインフラへの影響も及ぼし得るなど、社会に与える影響の点で特殊な性格も有することから、全国的な規制が適当と考える。
- 法律による対応の必要性は十分にある。現に金属盗が起こっていて対策が急務であるという意味で、立法の必要性は基礎づけられている。
- 盗難被害の実態からすると、まずは銅から規制することに異存はない。ただし、例えば、アルミは現時点の価格は高くないものの、カーボンニュートラルに資するという観点から価値が今後高まることが見込まれている。こうしたことを踏まえ、今後、規制対象の金属を機動的に追加する可能性についても留意してもらいたい。
- 業界としても届出制といった仕組みはあった方が良く考える。行政側から一方的に実態把握をすることは難しいため、まずは届出をさせるなど、業者側から何らかのアクションを起こさせることが非常に重要であり、業界全体の正常化にもつながっていくと考える。

## 有識者会議（金属盗対策に関する検討会）

### ○ 委員の先生方の御発言（一部抜粋。警察庁HPで公開。）

- 適正な業者は、買取りの度に伝票管理や帳簿の記載、身分確認を行い、個人が大量の持ち込みをしてくるような不審な場合は断ったり、会社名の取引にしてもらった上で法人番号を提示してもらったりといった対応を行っている。一方で、不適正な業者はそのような手続きをほとんど行っておらず、盗品であろうとなんであろうと構わず買い受けているところもあると思われる。
- 適正な業者にとっては、一定基準の本人確認と取引記録の保管などの義務付けは過剰な負担とはならないと思われ、少なくとも古物営業法程度のものであれば十分対応できると思われる。
- 規制を作っても実効性が確保できなければ、「仏造って魂入れず」という状況になりかねないため、取引時の本人確認義務は設けた方が良くと考えており、特に個人の場合は、顔写真がないと使い回されてしまうことも考えられるため、原則、顔写真付きの本人確認書類の提示を求めることとすることが望ましい。他方で、業者の負担も重要な考慮要素であり、業者負担が最小限にとどまる形にしつつ、必要な規制は入れていくという方向に賛成である。

## 有識者会議（金属盗対策に関する検討会）

### ○ 委員の先生方の御発言（一部抜粋。警察庁HPで公開。）

- 基本的な方向性として、業者に対して過度な負担にならないようにしつつ、抜け穴についてはできる限り塞いでいくことが適当と考える。規制の実効性を担保する見地から、取引時の本人確認義務違反については何らかの制裁が必要であると考える。
- 身分証明書による本人確認が犯罪を防止するのは間違いないと考える。2回目以降の一定の取引については本人確認の必要がないという犯罪収益移転防止法の例も参考に、業者の事務作業に留意した法制度にしてもらいたい。
- 業者の負担は増えるが、本人確認は必要不可欠であると考える。この点、1日に数百ある持ち込み等の全てについて本人確認を行うとなると業者の負担が相当増えることが見込まれ、また、書類の保管についても、業務量の増加につながることを考えられるが、1度本人確認をすれば、2回目以降の本人確認は不要とするといった形になれば、実際に本人確認が必要になるのはほとんどが個人との取引となるため、対応可能であると考える。

# 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（概要）

## 背景

太陽光発電設備からの銅線ケーブル盗をはじめとする金属盗が増加

- ・ 令和6年の金属盗の認知件数は**令和2年の約4倍の20,701件**
- ・ 令和6年の金属盗の**被害額は、約140億円**（窃盗全体の約2割）
- ・ 同設備の被害により、長期間にわたる発電停止による経済的損失も発生

## 法律の概要

### 1 特定金属くず買受業に係る措置

**（令和8年6月1日に施行予定）**

特定金属くず（※）の買受けを行う営業を営む者に係る措置

※ 当該金属を使用して製造された物品の窃取を防止する必要性が高い金属（銅及び政令で定める金属）により構成されている金属くず

#### ▶ 特定金属くず買受業の届出（罰則あり）

- ・ 特定金属くず買受業を営む場合の届出義務

#### ▶ 買受けの相手方の本人確認等

- ・ 特定金属くずの買受け時の相手方の本人確認義務
- ・ 当該本人確認事項等に関する記録の作成・保存義務

#### ▶ 取引記録の作成等

- ・ 特定金属くずの買受けを行った場合、買受けに係る相手方の氏名、内容等に関する記録を作成・保存する義務

#### ▶ 警察官への申告

- ・ 買受けに係る特定金属くずが盗品に由来するものである疑いがあると認めたとときの警察官への申告義務

#### ▶ その他

- ・ 特定金属くず買受業を営む者に対する指示、営業停止命令並びに報告徴収及び立入検査等

窃取された銅線ケーブル



### 2 犯行用具規制（令和7年9月1日施行）

- ▶ ケーブルカッター等のうち犯行使用のおそれ大きい工具の正当な理由なき隠匿携帯を禁止（罰則あり）



### 3 盗難の防止に関する情報の周知

**（令和7年9月1日施行）**

- ▶ 金属盗の被害に遭うおそれ大きい者に対する盗難防止に資する情報の周知



# 国会での審議状況

## 衆議院 令和7年5月27日 可決

- 衆議院審議時賛成会派  
自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、有志の会、参政党、日本保守党
- 衆議院審議時反対会派  
れいわ新撰組

## 参議院 令和7年6月13日 可決

- 参議院審議時賛成会派  
自由民主党、立憲民主・社民・無所属、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会、日本共産党、沖縄の風、各派に属しない議員
- 参議院審議時反対会派  
れいわ新撰組、NHKから国民を守る党

# 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（概要）・再掲

## 背景

太陽光発電設備からの銅線ケーブル盗をはじめとする金属盗が増加

- ・ 令和6年の金属盗の認知件数は**令和2年の約4倍の20,701件**
- ・ 令和6年の金属盗の**被害額は、約140億円**（窃盗全体の約2割）
- ・ 同設備の被害により、長期間にわたる発電停止による経済的損失も発生

## 法律の概要

### 1 特定金属くず買受業に係る措置

**（令和8年6月1日に施行予定）**

特定金属くず（※）の買受けを行う営業を営む者に係る措置

※ 当該金属を使用して製造された物品の窃取を防止する必要性が高い金属（銅及び政令で定める金属）により構成されている金属くず

#### ▶ 特定金属くず買受業の届出（罰則あり）

- ・ 特定金属くず買受業を営む場合の届出義務

#### ▶ 買受けの相手方の本人確認等

- ・ 特定金属くずの買受け時の相手方の本人確認義務
- ・ 当該本人確認事項等に関する記録の作成・保存義務

#### ▶ 取引記録の作成等

- ・ 特定金属くずの買受けを行った場合、買受けに係る相手方の氏名、内容等に関する記録を作成・保存する義務

#### ▶ 警察官への申告

- ・ 買受けに係る特定金属くずが盗品に由来するものである疑いがあると認めたとときの警察官への申告義務

#### ▶ その他

- ・ 特定金属くず買受業を営む者に対する指示、営業停止命令並びに報告徴収及び立入検査等

窃取された銅線ケーブル



### 2 犯行用具規制（令和7年9月1日施行）

- ▶ ケーブルカッター等のうち犯行使用のおそれ大きい工具の正当な理由なき隠匿携帯を禁止（罰則あり）



### 3 盗難の防止に関する情報の周知

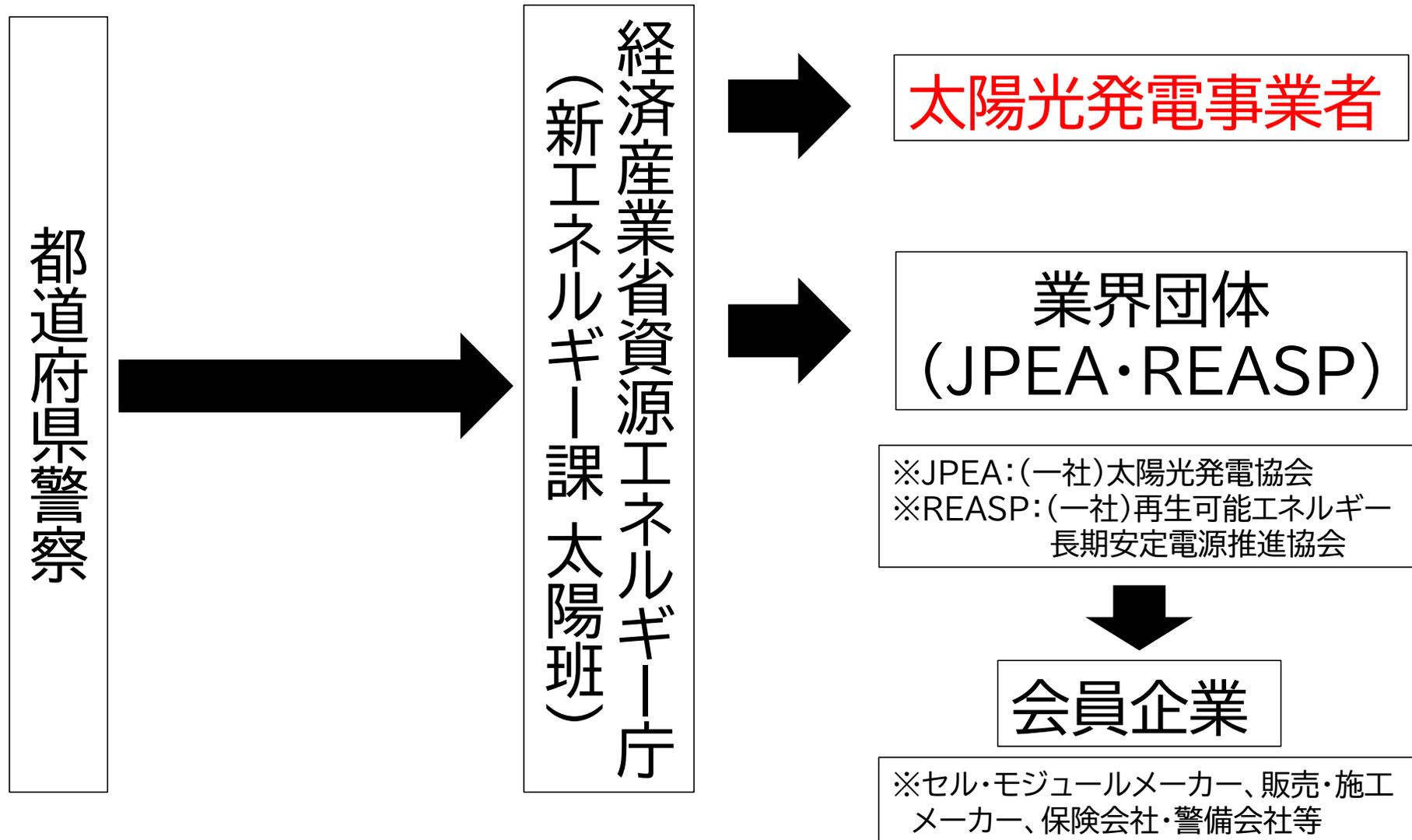
**（令和7年9月1日施行）**

- ▶ 金属盗の被害に遭うおそれ大きい者に対する盗難防止に資する情報の周知





# 経済産業省資源エネルギー庁を通じた情報提供の枠組み



# 古物営業法施行規則の一部を改正する規則（概要）

## 改正概要

- 古物営業法では、古物商に対して「取引の相手方の本人確認義務」「取引時の帳簿等への記載義務」を課している一方、1万円未満の取引においては当該義務を免除。  
(窃盗犯が危険を犯して古物商に盗品等を処分する蓋然性が低い金額の取引について古物商の負担を軽減)
- 盗難等の被害が多く古物市場への盗品等の流入が多い一部の物品（※）については、例外的に取引金額の多寡にかかわらず、本人確認義務等を免除しない。

※現行規定上の対象物品 … オートバイ、コンピューターゲームソフト、CD・DVD類、書籍

**金属盗情勢を踏まえ、以下の金属製物品についても、取引金額の多寡にかかわらず、本人確認義務等の対象となるよう規則を改正。**

電線



グレーチング  
(金属製のものに限る。)



エアコンディショナーの室外ユニット  
及び電気温水機器のヒートポンプ



## その他（附則関係）

- 施行期日：令和7年10月1日

# 補足：古物と金属くずとの判断について

## 判断のフロー



※自治体によって条例が定められている場合もあるので、詳細は都道府県警察に確認いただく必要

⇒古物に当たる室外機等については、現状でも法令上義務付けられている本人確認を行えば足り、現状の運用と変更はない。

⇒金属盗対策法上の本人確認については、古物に該当しない「本来の用法で使用不可」なものについて行う必要がある。

金属くずに当たる  
室外機等



## 第2部 金属盗対策法規則の概要

※原則的な事項を抜粋して御説明

# 届出の方法について

特定金属くず = 現在は銅のみ

- 特定金属くず買受業の開始、廃止又は届出事項変更の届出

- 特定金属くず買受業の開始の前日まで
- 事業の廃止又は届出事項変更の場合は事由の発生から14日以内（登記事項証明書の添付を要する場合は20日以内）

に営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して都道府県公安委員会へ届け出を行う必要  
(⇒警察署に届出書を提出)

- 届出事項

- 氏名・住所・営業所の所在地・法人の場合は法人の名称・営業所の名称・営業所の電話番号やメールアドレス等の連絡先・特定金属くずの保管場所の所在地

- 添付書類

- 営業所と特定金属くず保管場所の平面図と周囲の簡単な図
- 特定金属くず買受業を営もうとする者が個人の場合は住民票の写し
- 特定金属くず買受業を営もうとする者が法人の場合は定款・登記事項証明書・代表者の住民票の写し



届出書



## 氏名等の表示方法

- 届出後には、公衆の見やすい場所に、明瞭に判読できる大きさかつ書体で、
  - 氏名又は名称
  - 届出をした公安委員会の名称
  - 届出番号を表示する必要
- また、
  - 従業者数が5人以下の場合
  - 特定金属くず買受業を営む者が管理するウェブサイトを有していない場合を除き、ウェブサイト上でも表示する必要がある

特定金属くず買受業	
開始届出書を提出した 公安委員会	公安委員会
届出番号等	第 号
氏名又は名称	
営業所の名称	

# 特定金属くずを買い受ける際の本人確認の概要（自然人）

※代表的なもののみ記載

- 運転免許証・在留カード・特別永住者証明書・マイナンバーカード（※）等の顔写真付き本人確認書類の提示を受ける方法
- 非対面取引において本人確認書類の写真＋顔写真の送信を受ける方法
- 非対面取引において本人確認書類のICチップ情報の送信＋顔写真の送信を受ける方法

取引の任に当たっている自然人



買受けを行う事業者



※マイナンバーカードの場合、券面裏のマイナンバーは不要



# 特定金属くずを買い受ける際の本人確認（法人）

※代表的なもののみ記載

- 取引の任に当たっている自然人（※）の本人確認に加え、以下の法人の本人確認のいずれかが必要
  - 登記事項証明書や印鑑登録証明書の提示を受ける方法等
  - 申告（法人の名称・本店の事務所の所在地）＋登記情報の送信を受ける方法（＋転送不要郵便（非対面取引の場合のみ））
  - 申告（法人の名称・本店の事務所の所在地）＋国税庁法人番号公表サイトで法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を確認する方法（＋転送不要郵便（非対面取引の場合のみ））
  - 登記事項証明書や印鑑登録証明書の送付＋転送不要郵便

取引の任に当たっている自然人



買受けを行う事業者



※代表者ではなく、実際に取引を行う担当者を想定  
具体例は次スライド以降

# 法人取引における本人確認を行う対象者①

## ① 特定金属くずが持ち込まれる場合（＝典型的なもの）

※代表的なもののみ記載

- 運転免許証・在留カード・特別永住者証明書・マイナンバーカード（※1）等の顔写真付き本人確認書類の提示を受ける方法

取引の任に当たっている自然人



※1 マイナンバーカードの場合、券面裏のマイナンバーは不要



買受けを行う事業者



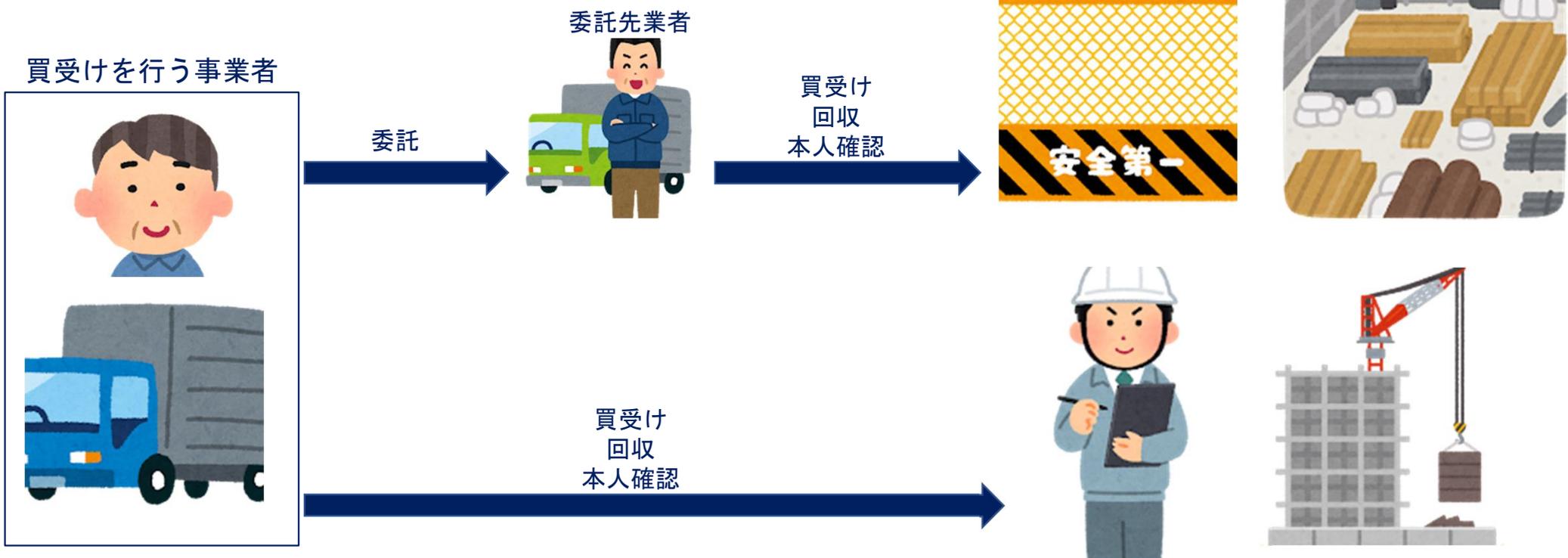
※2 持ち込む者が単なる運送業者等でその場での代金の授受を行わない場合、運送業者の本人確認は不要であり、委託元の者の本人確認を別途行う必要。

## 法人取引における本人確認を行う対象者②

### ② 特定金属くずを自ら買受けに行く場合（+委託業者を使用する場合）

- ①と同様の本人確認を行う必要
- 委託先の業者に本人確認も委託することも可能（※）

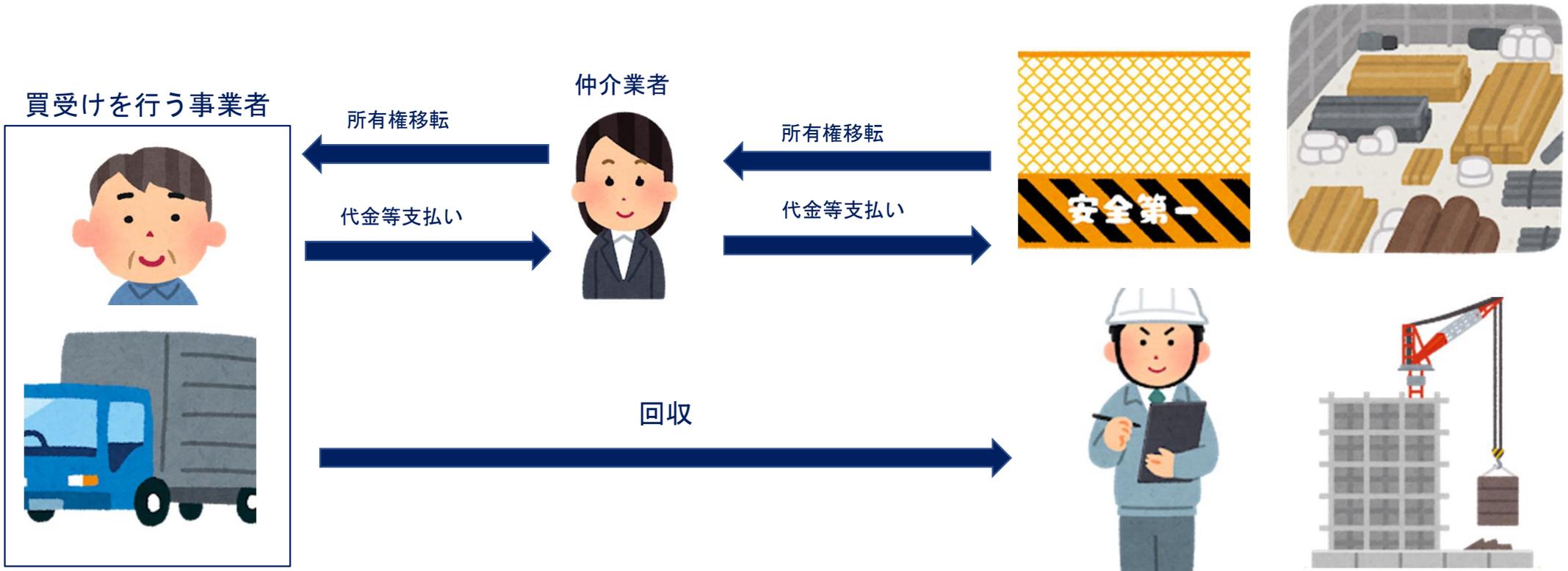
※ 委託は可能だが、代金の授受も行う場合は、その場での本人確認が必須。他方で、代金の授受を行わない委託であれば、代金授受を行うときまでに本人確認を行えば問題ない。



## 法人取引における本人確認を行う対象者③

③ 特定金属くずを仲介業者を利用して回収する場合（＝所有権移転のみで物は動かない場合）

- ①と同様の本人確認を仲介業者に対して行う必要
- 仲介業者も買受けを行うので買受業者となり、仲介業者による本人確認も必要



## 本人確認が不要な場合

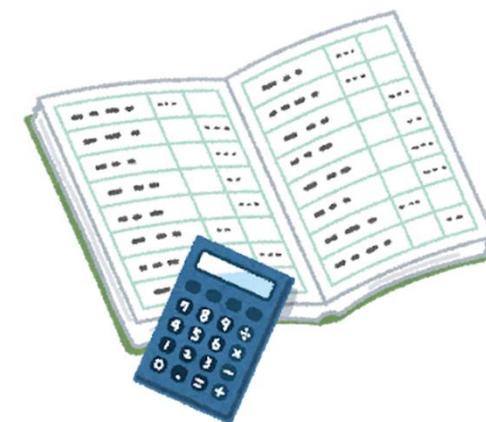
- 買受けの相手方との2回目以降の取引で、当該代金の支払をその者の口座に振込により行う場合
- 特定金属くず買受け業を営む者が特定金属くずを自ら輸入する場合



# 本人確認記録の作成方法・記録事項

※代表的なもののみ記載

- 本人確認記録の作成方法
  - 本人確認方法に応じた作成が必要
  - 本人確認書類の提示を受ける場合はその写し
- 本人確認記録の記録事項
  - 本人確認を行った者の氏名
  - 本人確認記録の作成者の氏名
  - 本人確認書類等の提示等を受けたときは、提示等を受けた日付  
(⇒本人確認方法に応じた記録が必要)  
※ 添付書類に記載がある場合は、記録を要しない。
- 本人確認記録の保存方法（保存は3年間）
  - 文書又は電磁的記録（⇒紙媒体でもPC等に保存することも可能）



# 取引記録の作成方法・記録事項

※代表的なもののみ記載

- 取引記録の記録事項
  - 買受けの相手方の氏名又は名称
  - 買受けの日付及び時刻
  - 買い受けた特定金属くずの量
  - 買い受けた特定金属くずの価額
  - 代金の支払方法
  - 代金の支払を買受けの相手方の口座への振込みにより行ったときは、口座番号や銀行名等の口座を特定できる事項
  - 本人確認書類等の提示等を受けたときは、提示等を受けた日付  
(⇒本人確認方法に応じた記録が必要)  
※ 添付書類に記載がある場合は、記録を要しない。
- 取引記録の保存方法（保存は3年間）
  - 文書又は電磁的記録（⇒紙媒体でもP C等に保存することも可能）



# 質疑応答

## よくいただく質問

1

問：本人確認制度の導入により、新たなシステムを導入する必要があるのか。

答：ありません。紙の簿冊でも電磁的記録でも保存可能としており、その様式も定めることはしていません。

2

問：本人確認書類のコピーをとる必要があるのか。

答：例えば、本人確認書類の提示により本人確認を行った場合には、そのコピーをとる必要があります。電磁的記録として保存することも可能です。

3

問：2回目以降の取引で代金を口座に振り込む場合において本人確認は不要とのことだが、どのように判別するのか。

答：社員証の提示、社名の入ったトラック、顔見知りであるなどの場合には、本人確認を不要としています。

## よくいただく質問

4

問：本人確認記録の保存期間は3年とのことだが、「最初に本人確認記録をとったとき」と「最後に取引を行ったとき」のどちらが起算点となるのか。

答：「最後に取引を行ったとき」が起算点になります。

5

問：銅の定義とは。

答：銅の重量又は価額の50%以上を占める場合、銅とみなされます。

6

問：インボイス制度上の特例措置はどのようになるのか。

答：届出を行っていただいた事業者様にあっては、引き続き特例措置の対象となります。これは、法の施行に伴う経過措置期間終了後から適用されます。

7

問：1つの県内に複数の営業所がある場合、1つの営業所のみ届出を行えば足りるのか。

答：営業所ごとにその所在地を管轄する警察署を経由して公安委員会に届出を行っていただく必要があります。ただし、1つの公安委員会に対して同時に2以上の営業所について届出を提出するときは、それらの営業所のうちいずれか1つの営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して提出を行うことができます。